

入 札 心 得

令和3年1月1日一部改正

加 西 市

入 札 心 得

〈趣 旨〉

第1条 この入札心得は、加西市の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）がまもらなければならないことがらを地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、加西市財務規則（昭和42年規則第40号）及びその他の法令、規則などに基づきその趣旨を記載したもので、入札参加者は、この入札心得の内容を十分承知して参加して下さい。

〈入 札 等〉

第2条 入札参加者は、設計図書（仕様書）工事現場及び入札に関する条件などについて十分理解したうえで入札に参加することが必要なので、設計図書（仕様書）などについて疑義のあるときは、担当職員の説明を求めることができます。

- 2 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札の参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。
- 3 入札参加者又は、入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 4 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければなりません。
- 5 電子入札案件の開札においては、入札公告又は指名通知書に示した日時及び場所において行います。当該入札者で希望する者は、その開札に立ち会うことができます。

〈入札の取りやめ〉

第3条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行できないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

〈無効の入札〉

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効として扱います。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- ② 入札書が所定の時刻までに到着しない場合における入札。
- ③ 指名競争入札で、入札者が1人のみの場合においてその者がした入札。

- ④ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札、又これらの者がさらに他の者を代理してした入札。
- ⑤ 連合その他、不正な行為によってなされたと認められる入札。
- ⑥ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札。
- ⑦ 金額を訂正した入札。
- ⑧ 入札保証金の全部又は一部を免除される場合を除くほか、入札保証金が納付されない場合における入札又はその金額が所定の額に達しない場合における入札。
- ⑨ 委任状を持参しない代理人のした入札。
- ⑩ 誤字・脱字等により意志表示が不明瞭である入札。
- ⑪ 工事費積算内訳書の未提出や金額未記入、また工事費積算内訳書記載金額を上回る入札。
- ⑫ 入札に関する条件に違反した入札、入札者で入札執行中に不都合な行為があると認めるときは、その行為をした入札者または入札者のすべてを失格者とし、新たに指名して再入札に付す場合があります。

〈再度の入札〉

第5条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。この場合において、電子入札案件について再度入札を行うときは、電子入札システムにより初度入札で有効な入札をした者に入札受付日時、締切日時及び開札日時等を速やかに通知します。

2 入札の回数は2回までとし、2回以内に落札しないときは、入札を打ち切ります。

〈落札者の決定〉

第6条 開札の結果により、次の入札をした者を落札者とします。ただし、事後審査型一般競争入札の場合は、第7条が適用されます。

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売り払いの場合は最高価格）をもって入札した者。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。
- ② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、電子入札案件については、電子入札システムによるくじ引きで落札者を決定します。

〈落札候補者の決定〉

第7条 事後審査型一般競争入札における開札結果により、次の入札をした者を落札候補者とします。

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売り払いの場合は最高価格）をもって入札した者。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適當であると認められるときは、その者を落札候補者としなないことがあります。
- ② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者。
- ③ 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合において、電子入札案件については、電子入札システムによるくじ引きで落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。

〈事後審査に関する事項〉

第8条 開札後において、落札候補者を落札者とするための入札参加資格要件の審査を行います。

- 2 落札候補者となった者は、次の入札参加資格審査書類を落札候補者の決定を受けた日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に管財課に提出してください。
 - ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書
 - ② 当該建設業の許可通知書の写し
 - ③ 経営事項審査結果通知書の写し（有効期限内のもの）
 - ④ その他入札告示に示した書類
- 3 入札参加資格審査書類が期限までに提出されないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、次の順位の者を落札候補者とします。
- 4 落札候補者が提出した入札参加資格審査書類をもって、当該入札参加資格要件を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合は落札決定とし、入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該入札を無効として、次の順位の者を落札候補者として審査を行います。

〈入札の辞退〉

第9条 入札の通知を受けた入札参加者で、入札を辞退しようとする者は、入札辞退書その入札の直前までに提出しなければなりません。この場合において、電子入札案件については、入札辞退書を電子入札システムにより提出するものとする。

- 2 入札執行日時の定刻までに、入札書の提出がないときは、入札を辞退したものと
して処理いたします。

〈不服の申し立て〉

第10条 入札をした者は、入札後、この心得・仕様書・図面・設計書・契約書案及び
現場等について不明を理由として不服を申し立てることはできません。

〈契約の締結〉

第11条 契約の締結は、落札決定の日から、原則として7日以内の日付でもって契約
締結日とします。

- 2 落札者は、契約担当者から契約書案が交付（手交）された日から原則として7日
以内に記名、押印のうえ、契約担当者に提出しなければなりません。

ただし、契約担当者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長する事が出
来ます。

- 3 落札者は、契約担当者の承諾を得ず、前項に規定する期間内に契約書案の提出が
ないときは、落札者はその効力を失うことになります。

- 4 契約書の作成を要しない場合において、落札者は、落札決定後7日以内に請書そ
の他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければなりません。

ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りであり
ません。

〈誓約書〉

第12条 契約担当者は、契約から暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、
契約締結時までに契約の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した、
発注者あての誓約書を徴取するものとします。ただし、契約金額が200万円以下の
契約をする場合はこの限りではありません。

- 2 契約担当者は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、当該契約の受注
者に対して、当該契約の締結時にその第三者（建設工事においては、下請届に記載
されているすべての下請契約の受注者を含む。）から発注者あての誓約書を徴取して
保管し、当該契約の履行確認日までに、当該誓約書を提出するよう求めるものと
します。ただし、契約金額（公共工事に関する同一の契約に係る複数の下請契約を同
一の当事者間で締結した場合には、その合計額）が200万円以下の契約をする場合
はこの限りではありません。
- 3 前2項による誓約書の徴取は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等
により義務付けるものとします。

〈暴力団等の排除に関する措置〉

第13条 契約担当者は、落札者が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができます。落札者は、契約担当者の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければなりません。

- ① 落札者が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - ② 落札者が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - ③ 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
 - ④ 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - ⑤ 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - ⑥ 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - ⑦ 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 契約担当者は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、落札者が前項各号の一に該当する事実が明らかになったときは、契約を解除することができます。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、落札者は、発注者の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。
- 4 落札者が、本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、加西市契約事務等から暴力団等を排除するため、契約担当者は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む加西市の関係部所と情報を共有することができます。
- 5 落札者が共同企業体である場合は、前各項の規定中「落札者」とあるのは「落札者又は落札者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとします。
- 6 前項の場合において、落札者が解散されているときは、市は、落札者の代表者であった者又は構成員であった者に第3項の規定による支払の請求をすることができます。この場合においては、落札者の代表者であった者及び構成員であった者は、

共同連帯して第3項に規定する額を市に支払わなければなりません。

7 前各項の規定は、市の落札者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

〈公契約条例の対象となる契約〉

第14条 落札者は、公契約条例の対象となる契約を締結するときは、市が定める基準額を下回る労働報酬を労働者に支払うことはできません。契約事業に従事する者すべてが対象となります。(下請け業者等を含む。)

2 対象となる公契約の範囲は、次の各号のとおりです。

(1) 予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格1,000万円以上の次に掲げる委託業務

- ① 施設又は公園の管理運営業務
- ② 施設、下水道管渠等の清掃業務
- ③ 街路樹等の維持管理業務
- ④ 一般廃棄物等の収集運搬業務
- ⑤ 給食運搬車等の運行業務

(3) 予定価格が1,000万円以上の指定管理協定

- ① 加西市民会館
- ② 加西市体育施設(加西市ランドマーク展望台含む。)
- ③ 加西市都市公園
- ④ 加西市立善防園

〈議会の議決を得なければならない契約〉

第15条 議会の議決を経なければ締結できない契約(予定価格が15,000万円以上の工事又は、製造の請負)は、落札決定の日から7日以内に契約の担当者から交付された仮契約書に記名押印し、契約担当者に提出してください。この場合の仮契約書の締結については、第11条第1項から第3項に準ずるものとします。

2 本契約の締結については、議会の議決を得た後でなければ本契約を締結することができません。本契約の締結日は、議会の議決があった日をもって契約締結日とするものとします。

〈契約保証金〉

第16条 落札者は契約書を作成する場合には契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上、ただし低入札価格調査制度対象案件で調査し契約する場合は100分の30以上の契約保証金、又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければなりません。

ただし、当初の契約金額と変更後の契約金額の増減が当初金額の20%以下で、か

つ、増減額が200万円以下の場合であるときはこの限りではありません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいことがあります。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供される時。
- ④ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。
- ⑤ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納される時。
- ⑥ 契約金額が500万円未満である時。

〈前 払 金〉

第17条 請負業者が前払金を請求できるのは、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」の定めるところによる保証契約を締結しているときで、工事請負金額が500万円以上であるときでなければなりません。

- 2 請負業者が請求できる前払金額は、請負金額の10分の4（工事の設計、調査及び測量については10分の3）を超えない範囲とします。
- 3 前1項の規定により前払をした工事（工事の設計、調査及び測量を除く。）のうち、以下の要件に全て該当するものについては、前1項に規定する保証契約を締結することにより、前項に規定する前払に加えて当該請負金額の10分の2以内の中間前払をすることができます。ただし、部分払を行った場合は、この限りではありません。
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

〈部 分 払〉

第18条 部分払は、加西市財務規則第125条の規定に基づき 工期でこれを決定します。

- 2 前条の中間前払の請求を行った者については、部分払を請求することはできない。

〈かし担保保証期間〉

第19条 請負業者は工事目的物の引き渡しのあった日から起算して2年間、その工事目的物についてかし担保保証をしなければなりません。

ただし、工事目的物の部分的に、かし担保期間を必要とするときは、別途契約書

及び設計書でこれを定めるものとします。

〈建設業退職金共済組合掛金〉

第20条 土木工事又は建築工事を施行しようとするときは、土木工事にあつては4.5～1.6/1,000相当、建築工事については4.8～1.8/1,000相当額を標準とする退職金共済証紙を購入した掛金収納書を契約書案に添付し提出しなければなりません。

〈設計図書等の返還〉

第21条 入札者は、入札の通知の際送付を受けた設計図書、仕様書は貸付となっているので、入札直前までに契約担当者に返還しなければなりません。

ただし、加西市ホームページよりダウンロードされた制限付一般競争入札の設計図書は、返還の必要はありません。

〈工事の着手〉

第22条 工事請負契約を締結した者は、契約を締結した日から7日以内に工事に着手しなければなりません。

2 仮契約を締結している工事は、議会の議決のあった日（本契約締結日）から7日以内に工事に着手しなければなりません。

〈補 則〉

第23条 請負者は、工事請負契約の日から工事の引継完了日までは、当該工事に対して全責任を負わなければなりません。

第24条 工事請負者は、工事請負契約案に基づいて契約を締結しなければなりません。ただし、請負契約案その他不明なことについては、契約担当者に説明を求めることができます。

第25条 請負者は、工事期間中に道路交通法等に違反したときは、その全責任を負わなければなりません。

第26条 請負者は、資材倉庫・工事現場事務所等、請負工事に直接関係のある仮設物の設置場所については設計担当者と協議のうえ、その土地の所有者と交渉し承諾を受けなければなりません。

第27条 入札者及び請負者は、納付した入札保証金及び契約保証金の利息を請求することはできません。

第28条 工事の施工にあたって、工事現場において主任技術者又は、監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置しなければなりません。

第29条 同入札（制限付一般競争入札を除く。）の入札者は、その工事、委託業務等

の下請けをすることはできません。ただし、災害復旧事業等、特に市長が認めた工事についてはこの限りではありません。

第 30 条 市と工事等の契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮して、下請施工を必要とするものにあたっては、原則として市内業者に発注してください。なお、下請契約に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約を締結してください。

第 31 条 この入札心得に定めのないものについては、加西市財務規則、その他法令、要綱、要領等の定めるところによるものとします。

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 10 月 1 日改正

平成 23 年 12 月 20 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 7 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和元年 8 月 1 日改正

令和 2 年 1 月 1 日改正

令和 3 年 1 月 1 日改正

入札に関する留意事項

加西市総務部管財課

1. 入札心得を十分熟知して、入札に参加して下さい。
2. 入札の時間がくれば入札を実施しますので、時間に遅れないようご注意ください。
3. 入札室での PHS、携帯電話は、入札の支障となるので電源は切っておいて下さい。
又入札中に業者間での会話はしないようにして下さい。
4. 委任状、入札書の様式は任意ですが、用紙サイズはA4 でお願ひします。
参考様式として、加西市ホームページの各部からの案内（管財課）に載せていますので参考にして下さい。
5. 共同企業体の場合は、委任状・工事費積算内訳書・入札書・封筒には必ず共同企業体名とその代表者名を記入して下さい。
6. 代理人又は復代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出して下さい。
委任状には、工事（業務）番号・工事（業務）名と委任者の名前及び代理人又は復代理人（受任者）の名前並びに委任事項が必ず記入されていること。
また、委任者と受任者の印鑑の押し忘れのないようご注意ください。
7. 入札には、必ず印鑑を持参して下さい。
①本人が入札参加する場合……………使用届出印鑑又は入札参加資格審査申請書に押印した印鑑
②代理人又は復代理人が入札参加する場合……………委任状に押印した印鑑
8. 見積り期間中の設計図書、仕様書は貸し付けとなっているので、必ず入札日に返却して下さい。（但し、制限付一般競争入札は除く。）
なお、上記設計図書、仕様書は入札後落札者に有料で渡すことになっております。
納付書は入札後渡しますので市役所1階の指定金融機関窓口で納付して下さい。
納付確認は契約書提出時に行いますので管財課担当者に領収書を呈示して下さい。
納付確認後、領収書はお返しします。
9. 入札金額に桁間違いのないように十分確認の上、入札箱に投函して下さい。
10. 金額訂正は無効入札となるので入札書は余分に持って来て下さい。
11. 入札は2回で打ち切ります。積算を確実にして不調とならないようご注意ください。
12. 最低制限価格制度対象案件については、最低制限価格未満の入札者は失格とし、再度の入札に参加できません。
13. 工事費積算内訳書の提出を求める入札で、入札心得及び入札通知書に記載しているとおり未提出や金額未記入、会社印のない場合、また工事費積算内訳書記載金額を上回る入札は無効入札となるので、十分注意して下さい。工事費積算内訳書は、第1回目の入札書投函に際し、入札書に同封して下さい。
14. 事後審査型一般競争入札において、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制

限範囲内で、最低制限価格以上の入札した者のうち、最低の価格を持って入札をした者を落札候補者としますので、落札候補者は決定日より2日以内（休日を除く）に、審査書類を管財課に提出してください。

後日、審査により落札者を決定します。なお、書類が提出されない場合又は要件を満たしていない場合は、次の順位の者が落札候補者となります。

15. 低入札価格調査制度対象案件については、調査基準価格及び調査基準最低価格を設定しており、調査基準最低価格未満の入札者は失格とし、再度の入札に参加できません。また、調査基準価格未満で、調査基準最低価格以上の範囲の価格での入札者がある場合は、落札者の決定を留保します。後日、調査の上、契約するかどうか決定致します。
16. 建設業法により公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者に経営事項審査を受けることが義務付けられています。審査基準日（決算日）が到来しましたら速やかに経営事項審査を受けて頂き、その経営事項審査結果通知書のコピーを管財課まで提出して下さい。
17. 入札当日は入札会場の関係から1社（JVの場合は1企業体）につき入場人数は2名までとします。
18. 電子入札案件については、電子入札システムにより入札を行います。

平成15年4月1日改正

平成16年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成18年4月1日（機構改革により部名変更）

平成24年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和2年1月1日改正

令和3年1月1日改正